

# 認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

## 『グループホームかけはし南館』重要事項説明書

### (1) 事業の目的及び運営の方針

#### <目的>

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護者又は要支援2であって認知症の状態にあるものに対して、その共同生活を営む住居において、適切な事業を提供することを目的とする。

#### <方針>

- ① 事業所は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にあるものについて、その共同生活を営む住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービス提供を行う。
- ② 事業者は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努める。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

### (2) 事業所の名称等

<名称> グループホームかけはし南館

<所在地> 鶴岡市民田字船附193

### (3) 従業者の職種、員数及び職務内容

- ① 管理者 介護福祉士 1名
- ② 職員 介護職員 13名以上  
看護職員 1名以上

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行うものとする。又、職員は職員のうち1ユニットにつき1人を計画作成担当者としながら、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

### (4) 入居定員

事業所の利用定員は18人（2ユニット）とする。居室はすべて個室。

### (5) 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業内容及び利用料その他の額

#### <介護の内容>

- (ア) 家庭的な環境のもとでの入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活支援及び機能訓練（生活リハビリ）の実施
- (イ) 心身の状態等の把握及び評価
- (ウ) 入居者の趣味、嗜好に応じた活動の見直し
- (エ) 介護サービス計画の作成及び見直し
- (オ) 入居者のご家族との連携、交流の機会を確保する

〈利用料その他の額〉

■利用料…指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料

■その他…事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、別紙料金表の費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

※生活保護の方はご相談ください。

#### (6) 身体の拘束など

当事業所は、原則として入居者に対して身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合は管理者が判断し物理的抑制を行い、入居者の行動を制限することができる。その場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (7) 秘密の保持

当事業所とその職員は、業務上知り得た入居者又は、扶養者もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしてはならない。

#### (8) 要望または苦情

入居者及び扶養者は、当事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について、管理者または担当者に申し出ることができる。

#### (9) 入居にあたっての留意事項

事業は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態である者のうち、少人数による共同作業を営むことに支障がない者に提供する。

- ① 事業者は入居申し込み者の入居に際しては、主治医の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあるものであることを確認しなければならない。
- ② 事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。
- ③ 事業者は、入居申込者が入院加療を要する等自ら必要なサービスを提供することが困難であると判断した場合には、速やかに適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する当の適切な措置を講じなければならない。
- ④ 事業所は入居申込者の要介護認定の申請、更新の申請に係る必要な援助を行わなければならない。

- ⑤ 入居者は施設利用にあたって次のことに留意しなければならない。
- (ア) 火気の取り扱いには十分に留意しなければならない。
  - (イ) 設備・備品の利用にあたっては取り扱い手順に従い丁寧に扱うこと。
  - (ウ) 金銭・貴重品の取扱いは、予め職員と相談し、それに従うものとする。
  - (エ) ことわりなくペット類を施設内に持ち込まないこと。
  - (オ) 営利行為、布教、勧誘、特定の政治活動は行ってはならない。
  - (カ) 喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼしてならない。

(10) 非常災害対策

事業者は自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入居者の安全に対して万全を期さなければならない。

(11) 事故発生時の報告

事業者は、重大事故及び速やかに事故報告の提出が必要な事故が発生した際は、保険者に報告する。

(12) 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (イ) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (ウ) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (エ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(13) その他の運営に関する重要事項

- ① 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- ② 職員は業務上知り得た入居者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- ③ 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

# 個人情報利用の目的

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[法人事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該利用者様への介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
  - サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
  - 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他の委託業務
  - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - 審査支払い期間又は保険者からの照会の回答
- ・損害賠償保険などに係る保健会社等への相談又は届け出等

## 【上記以外の利用目的】

[当法人事業所内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 当事業所で行われる学生等への実習の協力
  - 当事業所で行われる事例研究

[他の事業所等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供
  - 職員からの、山形虹の会と福祉をよくする友の会加入のお勧め